

脱炭素先行地域推進コンソーシアム 会員募集要領

令和4年8月

静岡市

**特定非営利活動法人アースライフネットワーク
(静岡県地球温暖化防止活動推進センター指定団体)**

はじめに

静岡市は、令和4年4月に国から第1弾の「脱炭素先行地域」として選定されました。

「脱炭素先行地域」は、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを実現し、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなるものです。

静岡市は、民間企業と連携を図りながら「脱炭素を通じて新たな価値と賑わいを生む『みなとまち しみず』からはじまるリノベーション」と銘打ち、清水駅東口エリア、日の出エリア、恩田原・片山エリアの3エリアを脱炭素先行地域として整備していきます。

各エリアでは、民間企業が主体となり、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーに加え、大型蓄電池やエネルギーマネジメントシステムなどを導入し、地域マイクログリッドの構築を図りながら電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロに向けた取組を進めていきます。

一方で、各エリアに再生可能エネルギー設備の導入は進めていくものの、エリア内の設備だけでは実質ゼロを実現することは困難となります。

このため、市域全域を対象にPPAによる太陽光発電設備の導入拡大を図りながら、その余剰電力を脱炭素先行地域に供給していくことで、実質ゼロの実現とエネルギーの地産地消による資金の域内循環に繋げていくこととしています。

また、この取組は、将来太陽光発電設備がグリッドパリティを達成した場合のビジネスモデルとなることも見込まれるため、現段階から早期に取り組んでいくことで、新たな脱炭素ビジネスの創出も期待できます。

このようなことから、「脱炭素先行地域」の推進にあたっては、各エリアの整備事業者に加えPPA事業者の協力も必要不可欠であるため、静岡市と特定非営利活動法人アースライフネットワークが連携を図りながら、当該コンソーシアムに参加する会員を募集することとしました。

さらに、脱炭素先行地域は「実行の脱炭素ドミノ」のモデルであるため、他地域への水平展開に向け検討を進めていくことも重要となります。

全国地球温暖化防止活動推進センターに加え、各地域地球温暖化防止活動推進センターとのネットワークを有する特定非営利活動法人アースライフネットワーク（静岡県地球温暖化防止活動推進センター指定団体）が事務局を担うことで、全国の様々な脱炭素に向けた先進的取組などの情報収集を図りつつ、静岡市の「脱炭素先行地域」の取組も昇華させ、静岡市で構築したビジネスモデルを他地域に展開していくことを目指します。

是非、多くの皆さまに当該コンソーシアムに御参画をいただきながら、静岡市のカーボンニュートラルの実現を図りつつ、日本全体でのカーボンニュートラルを実現していきましょう。

静岡市

特定非営利活動法人アースライフネットワーク
(静岡県地球温暖化防止活動推進センター指定団体)

目 次

1. 脱炭素先行地域推進コンソーシアム設立趣旨	1
(1) コンソーシアムの目的	
(2) コンソーシアムの役割	
(3) コンソーシアムの会員が実施する事業	
2. 脱炭素先行地域推進コンソーシアムへの参画	3
(1) コンソーシアムへの入会	
(2) コンソーシアムへの入会手続き	
(3) コンソーシアムに要する会費	
(4) コンソーシアムからの退会	
3. 脱炭素先行地域推進コンソーシアム総会	6
(1) 総会の概要	
(2) その他の組織	
4. お問い合わせ	6
5. 脱炭素先行地域推進コンソーシアム加入申込書	7
6. 脱炭素先行地域推進コンソーシアム規約（案）	8

1. 脱炭素先行地域推進コンソーシアム設立趣旨

(1) コンソーシアムの目的

静岡市の脱炭素先行地域の取組は、清水駅東口エリア、日の出エリア、恩田原・片山エリアの3エリアを脱炭素先行地域とし整備を進め、各エリアには、民間企業が主体となって、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーに加え、大型蓄電池やエネルギーマネジメントシステムなどを導入し、地域マイクログリッドの構築を図りながら電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロに向けた取組を進めることとしています。

一方で、各エリアに再生可能エネルギー設備の導入は進めていくものの、エリア内の設備だけでは実質ゼロを実現することは困難であるため、市域全域を対象にPPAによる太陽光発電設備の導入拡大を図りながら、その余剰電力を脱炭素先行地域に供給していくことで、実質ゼロの実現とエネルギーの地産地消による資金の域内循環に繋げていくことを目指しています。

また、この取組は、将来太陽光発電設備がグリッドパリティを達成した場合のビジネスモデルとなることも見込まれるため、現段階から早期に取り組んでいくことで、新たな脱炭素ビジネスの創出も期待できます。

このようなことから、当該コンソーシアムは、規約（案）第2条において、「コンソーシアムは、国から選定された静岡市の『脱炭素先行地域』の整備推進及び脱炭素先行地域の取組を通じた新たな脱炭素ビジネスの創出を図り、経済と環境の好循環を創出する地球温暖化対策の推進に寄与すること」を目的として掲げました。

(2) コンソーシアムの役割

コンソーシアムは、静岡市の脱炭素先行地域の取組を、多くの関係者と情報共有を図りながら、より一層効果的に推進していくことが役割となります。

また、脱炭素先行地域のさらなる魅力向上に向け、関係者間で意見交換を重ねながら、新たな事業等についても検討していきます。

(3) コンソーシアムの会員が実施する事業

コンソーシアムで掲げる目的の達成に向け、規約（案）第5条2（3）では、コンソーシアムに入会する会員が以下の事業を実施することとします。

①脱炭素先行地域の整備の推進（脱炭素先行地域整備事業者）

清水駅東口エリア、日の出エリア、恩田原・片山エリアの各エリアにおいて、太陽光発電設備や大型蓄電池、エネルギーマネジメントシステムなどを導入し、地域マイクログリッドの構築を図り電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロにする事業

② P P Aによる太陽光発電の余剰電力地産地消モデルの確立（脱炭素先行地域整備事業者・ P P A事業者）

市域全域に P P Aによる太陽光発電設備の導入拡大を図り、その余剰電力を脱炭素先行地域整備事業者と相対契約により脱炭素先行地域に供給して行く事業

③脱炭素先行地域の情報発信及び広報活動（全会員）

脱炭素先行地域の進捗の情報発信に加え、より多くの市民・事業者の皆さんに協力を得るための広報活動を行う事業

④市内外への水平展開に向けた検討（全会員）

脱炭素先行地域の取組を脱炭素ビジネスとして確立し、対象エリアの拡大や市域内外への水平展開していくための検討を行う事業

⑤各種関係機関及び団体等との連絡調整（事務局）

コンソーシアムを運営していくための各種関係機関及び団体等との調整を行う事業

⑥その他、目的の達成に向け必要な事業（全会員）

会員相互の情報交換など、①～⑤の事業に加え、目的の達成に向け必要となる事業

2. 脱炭素先行地域推進コンソーシアムへの参画

(1) コンソーシアムへの入会

コンソーシアムに入会を希望する法人又は団体は、以下に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

<入会の要件>

- ①コンソーシアムの設立趣旨及び目的に賛同すること。
- ②1（2）で記載した事業のうち①～⑤のいずれかを実施すること。
- ③法人名又は団体名が公表されることを了承すること。
- ④コンソーシアムへ提出した情報は、個人情報を除き、退会後もコンソーシアムが活用する場合があることを了承すること。

(2) コンソーシアムへの入会手続き

コンソーシアムに入会を希望する法人又は団体は、所定の様式により入会申込書を事務局に提出することが必要となります。

また、PPA事業者については、以下の要件を満たす必要があります。

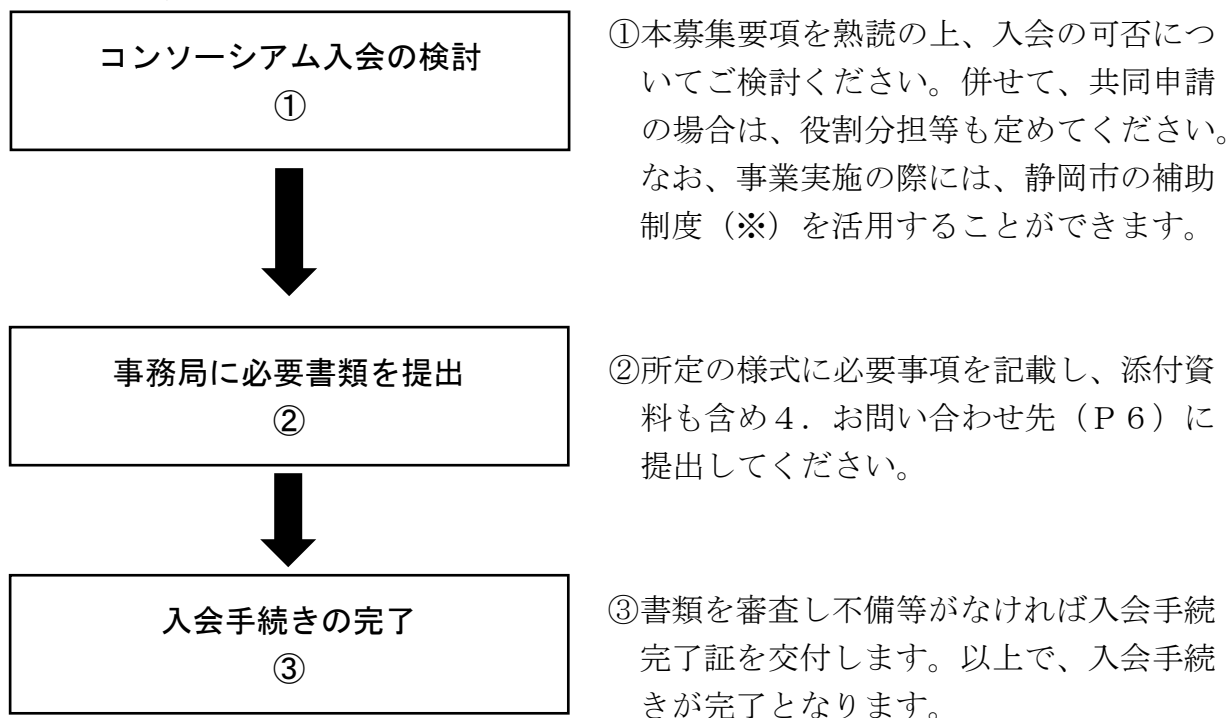
<PPA事業者の要件>

- ①市内に本社の住所を有する法人又は団体であること。
- ②複数者での共同申請も可能とするが、代表者が市内に本社の住所を有する法人又は団体であること。
- ③PPA事業の実績を有していること。ただし、複数者の共同申請の場合は、いずれかの法人又は団体が実績を有していること。また、特定目的会社等により新たに設置した法人又は団体の場合は、その出資等を行った法人又は団体が実績を有していること。

なお、余剰電力の供給先は、下記の事業者を予定しています。事業実施前には、いずれかの事業者と、売電価格等の条件を定め相対契約の合意をしてください。

清水駅東口エリア	日の出エリア	恩田原・片山エリア
ENEOS株式会社 リソース& パワーカンパニー 電気事業部コミュニティ事業 開発グループ TEL : 03-6257-7269 Mail : s-ppa@eneos.com	鈴与商事株式会社 鈴与電力株式会社 TEL : 054-665-8073 Mail : suzuyo-power@ss. suzuyoshouji.co.jp	静岡ガス&パワー株式会社 発電・需給管理グループ TEL : 054-284-4161 Mail : sgp@shizuokagas.co.jp

<具体的な手続きフロー>



※ 静岡市の補助制度について

静岡市では、グリーン電力の地産地消の実現に向け、令和4年度から「グリーン電力地産地消事業補助金」を創設しました。

この補助金は、市域全域でPPAによる太陽光発電設備の導入拡大を図り、その余剰電力を脱炭素先行地域に供給することで実質ゼロの実現と新たな脱炭素ビジネスの確立を目的に実施されるものです。

<静岡市グリーン電力地産地消事業補助金>

- 補助対象者：脱炭素先行地域で電力を供給する事業者に対し、市域内にオンサイトPPAモデルにより太陽光発電設備を整備し、当該設備から発電される余剰電力を供給する、市内に本社の住所を有する事業者
- 補助対象事業：補助対象者が太陽光発電設備を整備し、総発電電力量のうち一部の余剰電力を脱炭素先行地域へ供給し、その利益の一部を需要家に還元する事業
- その他：補助金申請時点では、余剰電力の価格について供給先と合意が得られていることが条件となります。
- 補助金の額：出力が10kW未満で年間の総発電電力量のうち5割以上を脱炭素先行地域に供給する事業（1kWあたり6万円（上限54万円））
出力が10kW以上で年間の総発電電力量のうち2割以上を脱炭素先行地域に供給する事業（1kWあたり2.5万円（上限500万円））

(3) コンソーシアムに要する会費

コンソーシアムは、原則として会費は無料となります。

なお、会費を徴収する必要性が生じた場合は、総会において検討・決定するものとします。

(4) コンソーシアムからの退会

会員は、会員の意思により任意に退会することができます。ただし、退会する場合は、事前に会長に届け出てください。

なお、規約を遵守しない場合やコンソーシアムの名誉を棄損する行為があった場合、次に掲げるいずれかに該当する場合は、会員を退会していただきます。

- ①役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
- ②暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
- ④役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- ⑤役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

3. 脱炭素先行地域推進コンソーシアム総会

(1) 総会の概要

コンソーシアムは役員として会長を1名、副会長を若干名置きます。なお、役員は、会員の中から総会において選任することとします。ただし、設立時においては、入会する全ての法人又は団体の承諾をもって決定します。

総会は、会員をもって構成し、年1回開催しますのでご参加をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、場合により書面又は電子メールにより開催することもあります。

総会では、コンソーシアムの事業や運営などの基本的事項について審議し決定します。

総会で集約された意見等については、静岡市の今後の政策・施策等の参考とします。

(2) その他の組織

静岡市の脱炭素先行地域の取組をさらに進化させていくため、必要に応じ専門的な組織も設置していきます。会員の皆さまからのご意見等も踏まえ柔軟に対応していくことを予定しています。

4. お問い合わせ

本募集要領にご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

○静岡市環境局環境創造課グリーン政策推進室

電話 054-221-1077 FAX 054-221-1492

Mail kankyousouzou@city.shizuoka.lg.jp

○特定非営利活動法人アースライフネットワーク

電話 054-271-8806 FAX 054-254-7052

Mail s-conso@sccca.net

(様式)

年 月 日

あて先) 静岡市

特定非営利活動法人アースライフネットワーク

脱炭素先行地域推進コンソーシアム加入申込書

住 所
申込者
代表者役職・氏名

このたび、脱炭素先行地域推進コンソーシアムの趣旨に賛同し、以下のとおり加入を申し込みます。

事業区分	<input type="checkbox"/> 脱炭素先行地域整備事業者 <input type="checkbox"/> P P A事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()
名 称 ※ 共同で申込の場合は代表者	
住 所	
代表者役職・氏名	
担 当 者	部署名： 役職・氏名： 連絡先：TEL FAX Mail
共同申込者 ※ 単独の場合は当該欄を削除 ※ 複数の場合は全てを記載	名称： 代表者役職・氏名： <担当者> 部署名： 役職・氏名： 連絡先：TEL FAX Mail
その他必要な書類	①団体・企業概要（共同申込の場合は全ての団体・企業概要を提出） ②P P A事業者にあつては、これまでの実績等の書類

脱炭素先行地域推進コンソーシアム規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本コンソーシアムは、「脱炭素先行地域推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（目的）

第2条 コンソーシアムは、国から選定された静岡市の「脱炭素先行地域」の整備推進及び脱炭素先行地域の取組を通じた新たな脱炭素ビジネスの創出を図り、経済と環境の好循環を創出する地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）脱炭素先行地域の整備の推進
- （2）PPAによる太陽光発電の余剰電力地産地消モデルの確立
- （3）脱炭素先行地域の情報発信及び広報活動
- （4）市内外への水平展開に向けた検討
- （5）各種関係機関及び団体等との連絡調整
- （6）その他、目的の達成に向け必要な事業

2 コンソーシアムは、前項に関する事業を行うに際し、必要に応じて関係者から意見を聞くものとする。

第2章 会員

（会員）

第4条 コンソーシアムの会員は、第5条の入会手続きに基づき入会登録を行った法人又は団体とする。

（入会）

第5条 コンソーシアムに入会を希望する者は、所定の様式により入会申込書をコンソーシアム事務局に提出し、コンソーシアム事務局の承認を受けることにより随時入会登録を行うことができる。

2 入会要件は、次の各号に掲げる通りとする。

- （1）コンソーシアムの趣旨及び第2条の目的に賛同すること。
- （2）第3条の事業を実施すること。
- （3）会員として法人名又は団体名が公表されることを了承すること。
- （4）会員としてコンソーシアムへ提出した情報は、個人情報を除き、退会後もコンソーシアムが活用する可能性があることを了承すること。
- （5）その他、入会を認めることが不適切であるとコンソーシアムが認める者でないこと。

（会費）

第6条 コンソーシアムは、原則として会費を徴収しないものとする。ただし、会費を徴収する必要性が生じた場合には、その会費について、総会において検討を行うものとする。

(退会)

第7条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。

2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を棄損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

(1) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

(2) 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

(4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(オブザーバー)

第8条 コンソーシアムにオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、政府機関や有識者等で、その参加がコンソーシアムの活動に有意義であると会長が認めた者とする。

3 オブザーバーは、コンソーシアムの活動に必要なに応じて参加し、コンソーシアムの目的達成のため助言と支援を行うことができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 コンソーシアムに役員として、会長1名、副会長若干名を置く。

2 前項の役員は、会員の中から総会において選任する。

(任期)

第10条 会長及び副会長の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第11条 会長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(報酬)

第12条 役員は無報酬とする。

第4章 総会等

(総会)

第13条 コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 3 総会は、コンソーシアムの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。
- 4 総会は、会員の過半数の出席（代理出席又は委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 総会の議事は、出席者（代理出席又は委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、会長が招集し、議長を務める。

(その他組織)

第14条 コンソーシアムは、第2条に掲げる目的を達成するため、第3条各号に関する事業を行うに際し、必要に応じて専門的な組織を設置することができる。

- 2 前項の組織の運営等に関する事項は、会長が別に定める
(事務局)

第15条 コンソーシアムの庶務は、特定非営利活動法人アースライフネットワーク（静岡県地球温暖化防止活動推進センター）が行う。

第5章 補則

(規約の変更)

第16条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

(解散)

第17条 コンソーシアムは、設立の日から5年以内に、解散を含めた今後の活動の方向性について、議論し決定するものとする。

- 2 コンソーシアムは、総会の決議により解散することができる。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長がコンソーシアムに諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年 月 日から施行する。
- 2 コンソーシアムの設立時における当該規約は、コンソーシアム発足までに入会する全ての法人又は団体の承諾をもって、総会で議決されたものとみなす。
- 3 コンソーシアムの設立時における会長は、コンソーシアム発足までに入会する全ての法人又は団体の承諾をもって決定する。